

## 国民健康保険税条例改正の結果について

## 1 改正内容について

## (1) 基礎課税限度額の改定

ア 国民健康保険税の基礎課税限度額を、58万円から61万円に改める。

区 分	現 行	改 定	差
基礎課税分（医療分）	58万円	<b>61万円</b>	<b>3万円</b>
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	なし
介護納付金分	16万円	16万円	なし
合 計	93万円	<b>96万円</b>	<b>3万円</b>

イ 施行期日 令和2年4月1日（令和2年度課税分から適用）。

## (2) 効果額

・限度額の改定 22,262千円

(参考) 令和2年度被保険者数推計 74,390人  
令和2年度世帯数推計 49,215世帯  
影響世帯 868世帯  
影響額（1世帯あたり）  
約25,600円